

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 10 日現在

機関番号：15401  
 研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2010～2012  
 課題番号：22530550  
 研究課題名（和文） 集落法人の展開と農村社会構造に関する研究  
 研究課題名（英文） The study of community farming and structure of rural society  
 研究代表者  
 秋葉 節夫 （AKIBA SETSUO ）  
 広島大学・大学院総合科学研究科・教授  
 研究者番号：90192905

研究成果の概要（和文）：農事組合法人の設立に当たっては、集落の合意がおこなわれていた。また、その基盤として「農用地利用完全組合」が結成されており、そのうえに法人が結成されていた。なお、東日本と西日本では、共通して、畦畔管理を地権者がおこなうことが見られたが、岡山県では、畦畔管理も法人が担い、賃貸関係が純化する傾向を示していた。法人化の論理は明らかにすることができたが、家や村の論理のもう一段深いところの関連については、今後の課題とした。

研究成果の概要（英文）：

Recently “community farming” is attracting more attention as a possible countermeasure to a constant decrease and aging of active farmers.

This research investigated from a sociological perspective the background and structure of Japanese system of community farming. We conducted series of field surveys in several prefectures in Japan, making interviews with both active and passive farmers.

Among research findings, two organizational features are the most important. One is that the relationship of community farming is confined within the limits of a village. The active farmers who engage in entrepreneurial agricultural production are people who live in the same village. The persons who do not belong to the village are virtually regarded unqualified to run such business. Moreover, in this system active farmers gather and cultivate land only within the bound of same village. They never rent lands which belong to other villages.

Another feature is that the land owners organize a special association which collectively rent farm land to active farmers. They never rent their land individually. The decision of the association is always pursued with unanimity. In this regard, community farming is literally community based farming system.

In addition, all in all, landowners feel a sense of obligation to maintain their land as whole. It seems that Japanese farmers, regardless of their will of agricultural production, still view their land as family property inherited from their ancestor.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	400,000	120,000	520,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：集落法人、利用権設定、農用地利用改善団体、畦畔管理

### 1. 研究開始当初の背景

集落法人の研究は、経済学分野が多く、当然として、地代や集落代表者のリーダーシップの如何が多く分析されていた。したがって、社会学の農村研究の伝統である家・村理論との関連はほとんど問われていなかった。しかし、経済学者の田代洋一氏は、集落法人と村の関連を述べており、いわば例外的な位置づけであった。また、東日本の集落法人と西日本の集落法人を比較して、その対比的な性格や特徴を明らかにする試みもほとんどなく、集落法人の研究はまだまだ緒に付いたばかりであった。本研究では、先行研究を踏まえつつも、社会学の観点から、東日本と西日本の集落法人を比較しつつ、家・村理論との関連の中で、集落法人を分析した。

### 2. 研究の目的

東日本の代表的な水稲作地帯である山形県酒田市と西日本の同じく代表的な水稲作地帯である岡山県津山市と総社市、そして集落法人の設立数が多い中山間地域としての広島県東広島市と北広島町を対象として、集落法人がどのような集落や家との関連で設立され、また経営されているのかを明らかにすることが目的である。もちろん、東日本の集落法人と西日本の集落法人には、違いと同時に共通項も存在する。その際、集落や家とどのように関わっているかという点では、「農用地利用改善団体」の設立に注目し、その中で集落の合意のもとに集落法人が設立されていることに注目した。また、集落法人の経営では、畦畔管理が地権者によって担われるのか、それとも法人が担うのか、それによって、集落の関与度が異なることを明らかにすることが目的である。

### 3. 研究の方法

本研究の第一年度は、東日本の典型的な水稲作地帯である山形県庄内平野に位置する酒田市および三川町を対象として、事例調査を実施した。まず、山形県庄内平野に関する統計資料を収集し、それを分析することで、庄内平野の農業に関わる数値、つまり、現在の動向を明らかにした。この統計資料の収集と分析は、研究代表者および研究分担者が一体となっておこなった。次いで、山形県酒田市および三川町内の典型的な集落を選定して、それを対象として事例調査を実施した。研究代表者の従来の研究の継続的展開として位置づけるために、対象集落は、北平田地区内

および青山地区内から選定した。研究代表者は、これらの集落の個別農家を対象として、聴き取り調査を実施した。具体的な項目は以下の通りである。①水田の所有面積、転作実施面積、受遺宅面積、農家構成員の兼業状況。②農家構成員の労働力配分状況、具体的には水稲作、プラス・アルファ、農外就労のどこにどのような労働力配分がおこなわれているか、こうして、集落内の各農家がどのような経営類型を示し、そのなかでどのような労働力の燃焼がおこなわれているかを把握した。③農業生産組織への参加。具体的には、各農家が、カントリ利用組合、無人ヘリ防除組合、大豆の転作作業受託組合にどのように関わっているか、それらの組織内での役割はないかを明らかにした。同時に、これらの諸組織が、集落機能とどのように関わっているかを明らかにした。こうした作業を通じて、生産諸組織と集落との構造的・機能的な関連を明らかにした。④集落営農への参加。以上の集落内農業生産組織の調査を踏まえたうえで、集落の枠を越える地区レベルでの集落営農の構造と機能を明らかにした。とくに、集落代表者への聴き取り調査によって、その形成過程、組織構造とともに、集落との関連について明らかにした。

研究分担者は、北平田地区内の集落および三川町内の集落を対象として、聴き取り調査を実施し、各農家の営農志向、社会意識を明らかにした。つまり、各農家の営農志向を踏まえたうえで①農業情勢、とくに米価に対する意見、米余りに対する意見、②水稲作の受遺宅、共同への意向を知ること、集落内でのコスト・ダウンを見込んだ生産組織の評価とそれを越える営農組織への評価である。この聴き取りの具体的な項目は以下の通りである。①典型的な営農志向。専業志向、プラス・アルファ志向、兼業志向の動態を明らかにした。こうした営農志向を把握することによって、農家の経営動向をより立体的に理解することができた。②農業情勢の評価。これを通じて、農家は家業を営むという意識とともに、水稲作の収益性低下のなかで、複合化、多角化などの「自立的」な経営努力とともに、集落営農を通じた、様々な営農志向を理解した。③農家の担い手の評価。集落営農の担い手を認定農業者だけではなく、集落内の農業生産組織、そして、集落を越える集落営農組織に対する評価のなかで、どのように位置づけているかを明らかにした。

研究の第二年度は、西日本の代表的な水稲

作地帯である岡山県総社市および津山市を対象として、調査研究を実施し、また集落営農の典型的な形態である「集落法人」を詳細に検討する観点から、広島県東広島市および北広島町を対象として調査研究を実施した。研究方法は、調査第一年度と同様である。

研究の第三年度には、山形県酒田市および三川町、岡山県総社市および津山市、広島県東広島市および北広島町で、選定された集落について、研究代表者、研究分担者ともに全般にわたる補充調査を実施した。

#### 4. 研究成果

東日本においては、山形県酒田市の「きたひらた営農組合」と三川町の農事組合法人「青山農場」、西日本においては、岡山県総社市の「三輪営農推進組合」、津山市の農事組合法人「アグリ堀坂」そして、広島県北広島町の農事組合法人「岩戸黒瀧」、東広島市の農事組合法人「ファームおだ」の事例を通じて、集落営農組織化の事例を明らかにしてきた。もちろん、集落営農組織化は地域により特殊性もあり、類型化を試みることは、必ずしも容易ではない。しかし、全体を通観すると、大まかな類型化面可能である。

まず、東日本の山形県の事例では、すでに水稲作農業の担い手が相対的に厚く存在しており、集落営農を立ち上げた場合でも、個別の営農展開を志向する農家が一定程度存在し、組織と個別経営が併存する場合が少なくない。この場合には、認定農業者を中心とする個別経営農家と法人がそれぞれ規模拡大を図っていくうえで、競合関係が生じ、その結果、集落での合理的な土地利用が妨げられることがある。したがって、認定農業者を含めた集落営農をどのように調整していくかが重要になる。事例の検討によっては、「農用地利用改善団体」を通じた調整が重要であることが理解できた。

他方、西日本の岡山県と広島県の事例では、兼業収入に水稲作収入を加えた家計所得が特徴で、逆にいえば、兼業収入に依存し、個々の経営規模では生計を立てていくだけの農業経営が展開できない地域であった。その地域において農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の発生など地域農業の維持が危ぶまれる状況が広く見られる。こうしたなかで、農地管理のコストを引き下げながら、その維持・発展を担う主体として集落営農の組織化（法人化）がおこなわれてきた。総兼業化のなかでの担い手不足、しかし受け皿となる認定農業者も不在のなかで、集落営農の組織化（法人化）を通じて、農地管理を行ってきた

のである。主に定年退職者が役員を担うという形が多いが、その形を通じて農地が管理され、耕作放棄地の発生も抑えられているのである。

もっとも、岡山県と広島県の事例では異なる点も見受けられる。広島県の法人の場合は、畦畔管理は地権者が担い、結果として機械労働と管理労働が分離している。しかし、岡山県の法人では、畦畔管理も法人が担い、つまり機械労働と管理労働が必ずしも分離していない。ここには、賃貸借段階に明確に移行しつつある特徴を見いだすことができる。もちろん、中山間地域の場合には、畦畔も広く、それを管理するのは困難という事情もあるが、いづれにせよ、岡山県と広島県の場合では、賃貸借段階の純化の度合いが反映している。

以上は大まかな類型化である。つまり差異点である。次に、全事例を通じて共通する事項について指摘してみる。法人化をすることを通じて、集落の誰かが農地を管理するという条件は確立することができた。この点は、担い手農家が不在名岡山県や広島県だけではなく、山形県についても、従来男性1人の労働力での経営が多く、その後継者も地元で恒常的勤務に就き、必ずしも農業従事の予定は立っていなかった。そのなかで、法人化を契機として、将来的に集落の誰かが経営を継承していける可能性が出てきた。法人化のメリットの最大のもはこの点に求められる。

しかし他方では、その法人化も高い地代に直面している。つまり、その法人の役員、オペレーターの賃金は高地代のなかで抑えられて、十分な所得保障とはなっていない。もちろん、賃金の改定などがおこなわれているが、それでも十分な額には至っていない。この点は経営の安定化という点と不可分である。米価の低下のなかで、水稲作経営だけに頼ることには限界があり、野菜作や加工部門の整備など、経営の多角化を進めることで、法人としての経営の安定化を図る必要がある。このことが役員の所得保障ということにも繋がるのである。

最後に、集落営農組織化（法人化）は、集落（ムラ）の論理を活用したものである。その意味で、集落の合意、ムラの合意のうえにはじめて築き得る組織である。本研究では、この点での検討は十分ではないが、結果として、集落（ムラ）の凝集性の強さを論証している。従来からの家・村理論との関わりはどうか、この点はあらためて、事例のなかで検討されるべき論点である。今後、継続的に事例を検討することで、この点の深化を図って

いきたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2件)

- 1、秋葉節夫、岡山県における集落営農組織化の動向、環境科学研究、第7巻、査読有り、2012、pp1-11
- 2、秋葉節夫、庄内地域における集落営農組織化の動向、社会文化論集、第12号、査読有り、2011、pp1-18

[学会発表] (計 0件)

[その他]

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

秋葉 節夫 (AKIBA SETSUO )  
広島大学・大学院総合科学研究科・教授  
研究者番号：90192905

### (2) 研究分担者

石坂 督規 (ISHIZAKA TOKUNORI )  
東京未来大学・モチベーション行動科学部・准教授  
研究者番号：70324499

### (3) 連携研究者

( )  
研究者番号：